

人事異動は「本人の納得と合意」が基本



9月29日、宮教組と県教委との人事異動交渉で、高橋小中人事専門監は「異動は、本人の希望や家族の状況も十分に配慮し、校長と本人が話し合い納得した上で進めなければならない。押し付けや無理強いがあってはならないので、ブロック会議で所長等に話をし、校長にしっかりと伝えていく」と回答。人事異動は、「本人の納得と合意」を基本に進めることを確認しました。

初任者3年経過後の異動は、あくまでも「原則」。留任も可能

昨年、県教委は「市町村立学校教職員人事異動等実施要領」を改定。今回、以下を再確認しました。

- ①「(地域間や校種間などの)異動を積極的に行う」とは、悉皆(しっかい)ではないこと。
- ②初任者の3年経過後の異動は「原則行う」こととし、異動しない場合もあること。
- ③「特別支援学校枠」の採用者は、3年経過後に必ず義務制(小・中学校等)に異動するのではなく、特別支援学校から他の特別支援学校への異動もあり得る。また、義務制に異動した際に特別支援学級の担任になることも可能であること。
- ④定年延長教職員が希望した場合、10年を超えて同一校での勤務を継続できること。

宮教組は「初任3年経過後の異動は小中学校だけで行われている。仙台市や高校では行っていない。本人の事情を考慮することは当然だが、3年での異動は本人のキャリアアップにつながらない。慣れた学校で4、5年勤務し、多様な担任や校務分掌を経験した方がよい場合もある」と、3年経過後異動の原則を無くすことを求めました。これに対し、高橋専門監は「現在、新規採用数が増えており、学校規模によっても様々な状況がある。今後も採用人数も見ながらキャリアアップを含めた検討をしていく必要がある」と答えました。

「再任用希望者、全員の任用」のための条件整備を強く要請！

宮教組が「初任者の負担軽減および高齢職員の業務削減の徹底」を要請したのに対し、高橋専門監は「教科担任制や加配の配置をより一層図るなどして、初任者や高齢職員をはじめ、一人ひとりの持ち時数や校務分掌が軽減されるように努めていく。」と回答しました。

また、宮教組が「再任用希望者全員を任用するための条件整備」を求めたのに対し、高橋専門監は「接続型暫定再任用については、常勤を原則として希望者全員を任用したいと考える。接続型暫定再任用及び定年前再任用短時間勤務希望者には、中学校においても、勤務時間及び教科等の希望状況等を把握し、今年度同様に任用していく予定である。例えば、小学校では少人数指導や教科担当、通級指導として、中学校では時間割の工夫によりできる限り配置できるように検討していく」と回答。宮教組は、養護教諭や事務職員などの少数職種の短時間での勤務も可能にするよう強く求めました。

宮城県が「教員採用試験の前倒し」と「大学3年生特別選考(新規)」を実施することが判明しました！

「教員採用候補者の選考」前倒し

2024年から1週間程度、日程を早める

- 第1次選考 2024年7月13日(土)
第2次選考 2024年8月下旬~9月上旬
合格発表 2024年9月下旬

大学推薦「大学3年生特別選考」

試験日 2023年12月17日(日)

※選考対象の受験区分は「小学校」

内容 筆記試験・面接・集団討議

結果通知 2024年1月下旬(名簿登載)

※対象は教員免許取得可能な県内8大学から15名。